

事業評価の仕組み

令和6年7月24日
国土交通省 四国地方整備局

事業評価の仕組み

➤ 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため各段階において事業評価を実施するもの。

①計画段階評価

- ・地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施。
- ・事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証。

②新規事業採択時評価

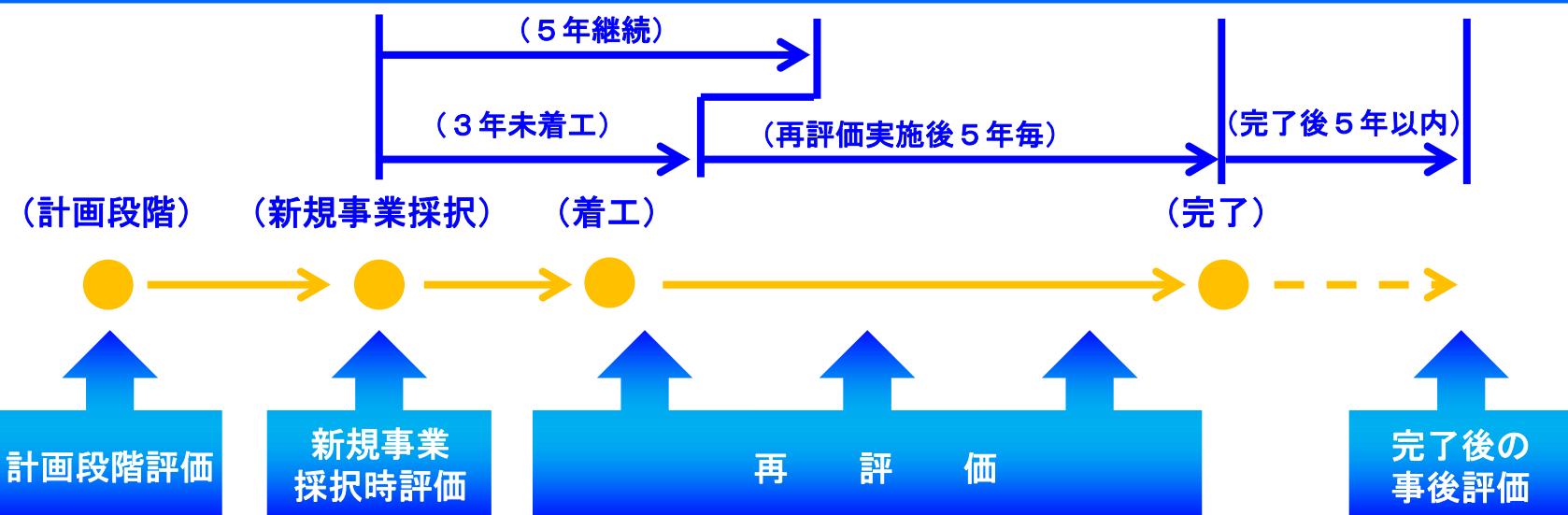
- ・新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行う。

③再評価

- ・事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業、**社会経済情勢の急激な変化、技術革新等**により再評価の実施の必要が生じた事業について再評価を行う。
- ・必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

④完了後の事後評価

- ・事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行う。必要に応じて適切な改善措置を行うほか、同種事業の計画・調査のあり方等の検討に活用する。

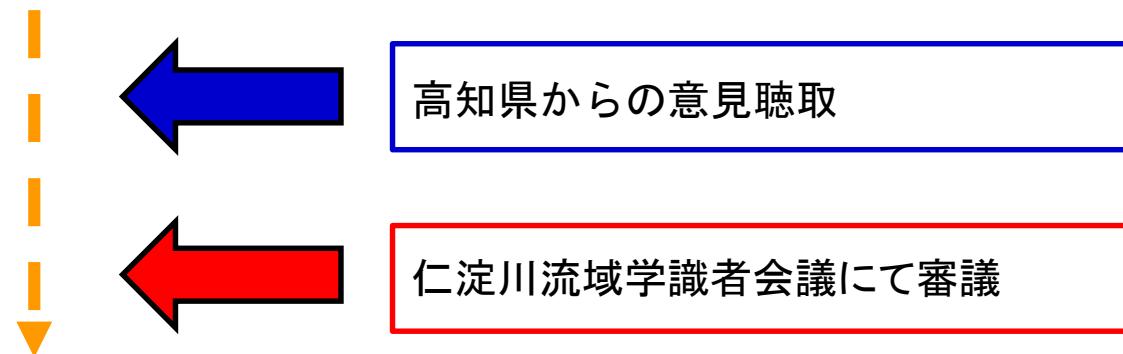


今回の事業評価について

- 仁淀川直轄河川改修事業 : 河川整備計画の変更に伴い事業再評価を行う。

事業再評価の視点

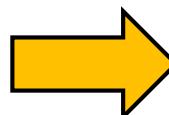
- ① 事業の必要性等に関する視点
 - 1) 事業を巡る社会情勢等の変化
 - 2) 事業の投資効果
 - 3) 事業の進捗状況
- ② 事業の進捗の見込みの視点
- ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点



対応方針(案)

- ・「継続」又は「中止」等
- ・評価結果、対応方針の決定理由等を公表

審議結果の報告



四国地方整備局事業評価監視委員会